

産後ケア事業実施機関 各位

豊川市長 竹本幸夫  
(公印省略)

豊川市産後ケア事業の実施について（お願い）

日ごろより、本市の母子保健行政にご理解ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。  
本市では、豊川市民の方が里帰り先等の市区町村で産後ケア事業を利用される場合、市長の承認をもって、利用料の助成を行っています。利用者は一度利用料の全額を自己負担し、市が定めた方法により、費用の一部または全額を払い戻すこと（償還払い）ができます。つきましては、利用者の経済的負担の軽減及び適切な支援実施のため、ご協力いただきますようお願い申し上げます。ご不明点等ございましたら、問い合わせ先までご連絡ください。

記

1 対象者

利用日に豊川市に住所を有する出産後1年未満の産婦

産後ケアの利用は、産婦とその乳児（感染性疾患にかかっている方や医療行為が必要な方を除く）または流産・死産等を経験した産婦であり、下記すべてに該当する方

- (1) 豊川市委託契約施設外で、令和8年4月1日以降に、里帰り先等の市区町村が契約している施設で産後ケアを利用する方
- (2) ケアを受ける2週間以上前に事前に利用申請し、豊川市産後ケア事業利用承認通知書を受け取った方

2 豊川市産後ケア事業の内容

利用型	利用型の説明	支援内容
宿泊型	母子が施設に宿泊し、ケアを受ける。 1泊2日以上を基本とし、必要な回数の食事を提供する。	・母体管理および生活や栄養面の指導やケア ・乳房管理及びケア ・心理的なケア ・授乳、育児等の具体的な指導及び助言 ・乳児の発育及び発達に関する相談及び助言 ・その他市長が必要と認める支援
デイサービス型	母子が施設に通所し、ケアを受ける。 6時間程度の利用を基本とし、1食以上の食事を提供する。	
アウトリーチ型	里帰り先の居宅への訪問により、ケアを受ける。 4時間以内の利用とし、食事の提供をしない。	

※利用時間・食事回数は目安となりますので、利用者と協議の上、実施をお願いします。

※上記内容に該当しない支援は助成の対象とならない場合があります。

対象外のサービスの例：リハビリ、整体、マッサージ、エステ、対象でない兄や姉の託児費用 など

### 3 利用日数

宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型を合わせて計7日以内

※宿泊型は1泊2日で2日と数えます。

### 4 実施方法

#### (1) 利用前の確認

利用者が持参する「豊川市産後ケア事業利用承認通知書」より承認された利用型や日数を確認してください。また、利用者から「豊川市産後ケア事業実施結果報告書」と母子健康手帳を受け取ってください。

前述の「豊川市産後ケア事業の内容」を参考に、利用者と支援内容の確認をお願いします。

#### (2) ケアの実施

安全に留意し、ケアの実施をお願いします。

#### (3) 利用後の処理

① 豊川市発行の母子健康手帳の場合、産後ケア記録欄 (P. 16) 及び「豊川市産後ケア事業実施結果報告書」をご記入いただき、2点を利用者へお渡してください。豊川市外発行の母子健康手帳で産後ケアの記録ページがない場合は、予備欄にご記入ください。

「豊川市産後ケア事業実施結果報告書」には、利用時間のご記入もお願いします。

② 費用の全額を利用者から徴収してください。

③ 領収証、診療明細書等を利用者へお渡してください。

※領収書には必ず、但し書きに「産後ケア利用料として」と記入してください。

※利用者が豊川市へ助成の申請をする際に必要となります。

### 5 留意点

- ・利用者に継続支援が必要と判断される場合や、報告すべき事案が発生した場合には、本市に電話連絡をお願いします。
- ・産後ケア事業に要する費用につきましては、消費税は非課税扱いであることが消費税法で定められておりますので、利用料は非課税の額としてください。
- ・明細には、利用料に含まれない別途料金（オムツ代、特別にかかる個室利用料、託児費用、キャンセル料、ガソリン代など）、多胎児加算などを必ず明記してください。

以上

#### 連絡先

豊川市 子ども健康部 母子保健課 妊産婦係 産後ケア事業担当	
電話：0533-95-4652 Email：boshihoken@city.toyokawa.lg.jp	
住所：移転につき変更となります 令和8年4月1日～7月26日	〒442-0879 愛知県豊川市萩山町3丁目77番地の1 豊川市保健センター
令和8年7月27日～	〒442-0848 愛知県豊川市白鳥町兎足1番地の5 豊川市総合保健センター